

## 鶴見区役所総務課（教育担当）職員の勤務時間の変更について（案）

### 【時間外勤務が必要となる業務内容】

#### I. 分権型教育行政

大阪市ではニア・イズ・ベターの考え方にに基づき、平成 27 年度から「分権型教育行政」が始まっている。これまで1つの教育委員会が市立学校園 500 校園以上をマネジメントしてきたが、学校や地域の実情、課題に応じた取り組みができるよう学校長の裁量拡大とともに、区長が兼務する区担当教育次長へ分権化し、区役所が教育に関する区のニーズを把握し、学校を支援する教育施策を推進し、学校を活性化する取り組みを進めている。

これらの取組みの中で、以下の業務については、勤務時間外での対応が必要となっている。

##### ① 学校協議会への出席

保護者や地域住民の学校運営への参加を促進し、意向を反映させるために区内小・中学校で学校協議会が開催されているが、よりよい学校運営の一助となるよう、区の職員がオブザーバーとして出席し、学校協議会の運営の補佐や助言等を行っている。

学校協議会については、保護者や地域住民が委員として参加することから、通常は、夜間や休日に開催されるため、勤務時間外の対応が必要となっている。

なお、令和 4 年度より学校活性化条例が改正され、学校運営協議会に改編される予定となっている。地域と共にある学校づくりの実現に向け、学校運営の基本方針について、学校協議会が「意見を聴く」場であったところ、「承認を得る」場となり、地域学校協働活動（現はぐくみネット）とともに一体的に推進するとの方針が示されている。

学校運営協議会制度は国の定めによると、「教育委員会は学校運営協議会の運営が適正を欠く場合には必要な措置を講じなければならない」とされており、令和 4 年度以降も学校運営協議会への区の職員の出席は必要と考えられる。

##### ② つるみ塾の視察、事業者指導業務

「放課後を活用した学習機会の支援」の区独自の取組みとして、区内の中学校（令和 2 年度は 3 校（茨田北中、横堤中、今津中））の空き教室等を利用して、民間事業者と協定を締結し、受講者の負担が塾代助成（月 1 万円）の範囲内で利用できる学習塾「個別指導つるみ塾」を中学生対象に開校している。

民間事業者が適正に業務を遂行しているか定期的に状況確認し、必要に応じて指導等を行っているが、実施時間が夜間となるため、勤務時間外の対応が必要となっている。

なお、民間事業者は毎年、プロポーザルにより選定していることから、新たな事業者が選定された際は、開設当初や必要に応じて学校等との調整のため、定例時以外に対応を行うことも考えられる。

また、鶴見区内にある中学校5校中3校のみでの開設となっており、開設中学校以外の中学生にとっては通塾に時間がかかり、事故等の危険も伴うことから、全中学校での開設の要望もある。現時点ではそれぞれ定員を上回る状況にはないが、今後受講者増やニーズが高くなれば、開設箇所を増やすことも考えられる。

## II. 青少年育成

本市においては、住民との連携の下で地域における青少年の健全育成を図ることを目的として、青少年指導員を置き、市長委嘱により青少年問題に関する啓発や青少年の指導及び相談、地域における青少年の健全育成に関する業務を実施している。

これらに関する以下の業務について、勤務時間外での対応が必要となっている。

### ① 鶴見区青少年指導員協議会理事会

青少年指導員は、委嘱業務を行うにあたり、各小学校下に青少年指導員協議会（以下「地域協議会」という。）を組織し、地域協議会として活動しているが、区における委嘱業務を円滑かつ効果的に行うために、区協議会として活動しており、各校下代表の青少年指導員が理事となり運営しており、毎月、全市協議会の報告および活動にかかる打合せ等を行うため、理事会を開催に際し区職員が出席しており、その運営の補佐や助言等を行っている。

### ② 鶴見区成人の日記念のつどい実行委員会

本市においては、各区で成人の日記念事業の取組を行っているが、鶴見区では区青少年指導員協議会を中心とする実行委員会と区役所の共催により同事業を実施している。当日運営や準備等の役割や経費分担について取り決め実施しているが、円滑に遂行するため、実行委員会に区職員が出席し、事業内容等について意見交換しながら、業務にあたっている。

## III. 社会教育関係団体との連絡調整等

本市においては、小学校下地域を単位として区レベル、市レベルで組織される社会教育関係団体が多数ある。区レベルで組織され、区役所と連携しながら活動している団体との連絡調整として、区役所との共催事業の打合せや協力依頼のため、勤務時間外に開催される団体の会合（理事会等）への出席等の業務がある。

これらに関する以下の業務（連携実施している活動にかかる打合せ）について、勤務時間外での対応が必要となっている。

### ① 区子ども会育成連合協議会

（5月）春季大会 （11月）秋季大会 （12月）子ども文化祭  
にかかる打合せ等 3回程度

### ② 区PTA協議会

（9月）高校説明会 （1月）人権研修会  
にかかる打合せ等 3回程度

③ 区体育厚生協会

(4月)卓球大会 (8・10月)ソフトバレーボール大会  
(9月)バドミントン大会 (11月)パークゴルフ大会  
(2月)バレーボール大会 (3月)グラウンドゴルフ大会  
(2月)体育功労者表彰  
にかかる打合せ等 4回程度

④ 区スポーツ推進委員協議会

(5月)委嘱式 (11月)ニュースポーツ大会  
にかかる打合せ等 2回程度

⑤ 区青少年福祉委員協議会

(4月)委嘱式 (7月)青少年育成区民大会 (1月)リレージョギング  
にかかる打合せ等 3回程度

【勤務時間変更について】

会議はほとんどが平日夜間に開催されることから、職員の超過勤務の多くを占めている。

この状況を解消するため、次のとおり担当職員の勤務時間の変更を行うこととする。

1 勤務時間変更の理由

- (1) 日々の長時間労働を避け、ワークライフバランスを実現する。
- (2) 長期にわたる長時間勤務による健康上の問題発生を避ける。
- (3) 職員の超過勤務時間を抑制する。

2 勤務時間変更のための特別勤務体制の導入

一定の周期性のある時間外勤務日について、次のとおり勤務時間を変更する。

(1) 勤務時間を変更する担当及び対象職員

総務課教育担当課長 1名、総務課教育担当課長代理 1名、  
総務課教育担当係長 2名、担当係員 3名

(2) 対象となる業務と勤務の分担

区内の学校園、各種団体等への支援に必要な次の会議等のうち平日夜間に開催される場合の対応業務

① 学校協議会 (小学校 12校、中学校 5校、幼稚園 1校、高等学校 2校)

※ただし高等学校は令和4年度に府へ移管。令和3年度までの対応。

1開催当たり 1名 18:30～21:00 の間に 1.5～2時間程度

学校園ごとに学期に 1回 (定例)、年 3回 のべ 60回

② つるみ塾 (中学校 3校で開校)

1回当たり 1名 18:30～20:00

各校学期に2回程度（定例）、年6回 のべ18回

③ 青少年指導員理事会

1 開催当たり1～2名 19:30～22:00

年12回（定例）のべ24回（最大）

④ 鶴見区成人の日記念のつどい実行委員会

1 開催当たり1～4名 19:30～22:00

年6回程度（不定期）のべ24回（最大）

⑤ 団体連絡調整

1 開催当たり1～2名 18:30～21:00

年15回程度（不定期）のべ30回（最大）

計のべ156回

(3) 勤務時間変更

現行勤務時間・・・9:00～17:30（休憩：12:15～13:00）

変更勤務時間・・・3パターンから毎回選択する

会議等の終了予定時刻により1～3の3パターンを作成

1 11:30～20:00（休憩 12:15～13:00）

2 12:30～21:00（休憩 17:30～18:15）

3 13:30～22:00（休憩 17:30～18:15）

(4) 時差出勤による特別勤務体制

- ・ 特定の職員に偏らないように、担当者間で調整を行う。
- ・ 特別勤務の会議日程については、通常1か月程度前までには確定していることから、事前に勤務時間の変更を行うこととする。

3 実施年月日

令和3年4月1日